

扶桑町民聴講生制度推進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、扶桑町民聴講生制度推進事業の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の目的

生涯学習の場として、小中学校で行われている授業、行事等の教育活動の場を広く町民に開き、町民と児童生徒の共生と協力、競争の中に、より質の高い教育活動の展開を期待するとともに新しい学校のあり方を模索する。

第3 事業のねらい

- (1) 学校教育を生涯学習の基礎基本を学ぶ場ととらえ、町民の希望者にも、生涯学習確立のための再教育の機会とする。
- (2) 完全に地域に開かれた学校の姿を求め、学校が地域を作り、地域が学校を作るという関係を醸成する。
- (3) 町民と児童生徒がともに生活する場や学びあう場を持つことで、高齢者には生きがいを提供し、児童生徒には思いやりと学習意欲の向上を期待する。
- (4) 学習活動の場面によっては、聴講生も指導者として知識技能を生かすことができ、より質の高い学習活動が可能になる。
- (5) 授業に適度な緊張感を与え、教員の意識の改革をもたらす。

第4 事業の内容

- (1) 希望により、学校教育活動の一部、あるいは全部を聴講生として児童生徒とともに学習する場を町民に提供する。
- (2) 必要に応じて、通知表を学校で作成し、又終了証を教育委員会で作成し、聴講生の励みとする。

第5 事業の推進

- (1) 教育委員会が、町民の希望を取りまとめ、町内小中学校との調整を図る。
- (2) 町民聴講生は、学級定員数外であるが、原則として各クラス2名までとし、クラス人員が多くならないように配慮するとともに聴講生の子、孫の学級は避ける。
- (3) 健全な教育活動の支障をきたすような行為があった場合には、聴講生の身分を取り消す。
- (4) 受講料は、無料であるが教材費・給食費等は実費聴講生の個人負担とする。
- (5) 事故等があった場合、学校、教員、児童生徒への責任を求めないこと、保障制度はないため、聴講生の自己責任において処理することとする。
- (6) 申し込み要領については、別途定める。

この要領は、平成14年4月1日より適用する